

V 関係機関・団体等の役割

1 家庭の役割

- 規則正しい生活リズムを身につけます。
- 料理体験等、子どもが実践できる環境づくりに努めます。
- 家族そろって望ましい食習慣（食事のマナー、あいさつを含む）を身につけます。
- 少なくとも週に一度は家族そろって楽しく食卓を囲みます。
- 地域の食育の取組に参加し、食に関する正しい知識を身につけます。

2 保育所、幼稚園、学校等教育関係機関の役割

- 保育所では、保育の一環として食育を位置づけ、食育計画を作成して、各保育所の創意工夫により推進します。
- 学校等においては、食に関する指導の全体計画及び年間指導計画を作成し、関連する教科等をはじめとして、教育活動全体で食育を推進します。
- 栄養教諭等を中心に、家庭・地域と連携した食に関する指導等を行います。
- 地場産物を活用した給食の提供に努めます。
- 教職員等の食育への意識改革と指導力向上を図るために、教職員等研修の充実に努めます。
- 子どもの成長に応じた食の自立に向け、支援します。
- 給食を教材に、食育の実践、郷土料理・伝統食の伝承に努めます。
- 食に関して幅広く体験でき、学ぶことができる環境づくりに努めます。

3 公民館等社会教育施設の役割

- 世代間交流により郷土食等食文化の継承や自然体験等を進めます。
- 食料資源の有効活用等環境を考慮した取組を進めます。
- 食や健康について誰もが気軽に相談できる場、互いに相談しあえるコミュニケーションの場づくりに努めます。
- 食や健康についての情報発信の場づくりに努めます。

4 生産者を含む食品関連業者の役割

- 保育所、学校等と連携し、農林漁業や食品の製造・加工・流通に関する様々な体験や見学の機会を提供するよう努めます。
- 生産者と消費者の交流等に取り組みます。
- 安全、安心な食品の提供に努めます。
- 島根県の農林水産物等の安全性や品質の高さのPRを積極的に行い、地産地消を推進します。
- 食品表示に関し、適切な情報提供を行います。
- 飲食店等におけるメニューの栄養成分表示等食に関する分かりやすい情報提供を行います。

5 事業所の役割

- 従業員の健康管理、健康づくりに努めます。
- 従業員とその家族に健康や食に関する情報発信を行うよう努めます。

6 ボランティアの役割

- 地域に根付いた食文化の継承に努めます。
- 食に関する様々な体験の場を提供します。
- 学校、公民館等関係機関と連携し、より効率的な活動を進めます。
- 親子料理教室等を通じて食生活改善活動に取り組みます。

7 行政の役割（県、市町村）

- 鳥根県食育推進計画及び市町村食育推進計画に基づき、食育の推進を図ります。
- 県及び圏域において、関係機関・関係団体間でのネットワークづくりを進め、島根らしい食育活動を促進します。
- 毎年6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」、毎月第3日曜日の「しまね家庭の日」、毎月第3週の金曜日・土曜日・日曜日の「しまね・ふるさと食の日」、6月・11月の「しまね・ふるさと給食月間」にあわせ食育の周知を図るとともに、関係機関・団体等と協力して食育の推進に取り組みます。